



令和8年5月27日

東京都北区長
山田 加奈子 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、
地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬の額及び
区長の退職手当の額の適否について（答申）

令和6年12月12日付6北総総第3593号及び令和7年12月12日付
7北総総第3844号で諮問を受けたもののうち、標記の件について、本審議
会の意見は別紙のとおりです。

東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務
代理者 成 川 友 英

委 員 牛 村 福太郎

委 員 大 島 佳奈子

委 員 小 林 裕 之

委 員 齊 藤 正 美

委 員 鈴 木 啓 三

委 員 長谷川 伸 城

委 員 田 中 義 正

委 員 西 村 博 匡

委 員 碓 井 亘

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和6年12月12日及び令和7年12月12日に東京都北区長から諮問を受けたもののうち、以下の適否について審議するものである。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬の額
- (2) 区長の退職手当の額の適否

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、特別区をはじめ他自治体の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

2 結 論

- (1) 地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員の報酬

地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員のうち、選挙管理委員会の委員について、前回の審議会に引き続き特別区をはじめ他自治体の状況、日額制や月額・日額併用制の試算額等を審議した。

委員からは、月額制では選挙の有無や業務繁忙期・閑散期に関わらず一定額が支給されるため、業務内容と報酬額に不均衡が生じているという意見が多く挙がる一方で、日額制のみでは、委員としての職責や一定の制約（選挙活動禁止など）を受けることを考慮すると相応しくないという意見が挙げられた。

そのため、本審議会では月額・日額併用制を採用することが妥当であると判断した。

なお、月額については現在の月額報酬の半額を基準として設定し、日額については、附属機関の委員へ支払われる報酬額を参考に設定することが望ましい。

- (2) 区長の退職手当の額の適否

区長の退職手当については、前回の審議会に引き続き他自治体の状況等を確認したうえで、民間企業の状況等を参考にして審議した。

審議会では、現状の北区長の退職手当の額が特別区内でも上位に位置していることを踏まえたうえで、昨年実施したアンケート調査では、現在の退職

手当の額は高いという意見が6割以上を占める結果からも、審議会としては退職手当を減額するべきという意見で一致した。

一方で、アンケート調査では、区長の退職手当の性質は「任期中の勤続に対する報酬」であると認識している割合が高いことや、審議会では、特別区の均衡を図り、区長としての人材を継続的に確保していくためには、退職手当を廃止すべきではないとの意見が多かった。

そのため、区長の退職手当の額は減額することとし、特別区の平均額程度の額を目安として設定することが妥当であるという結論に至った。

また、区長以外の特別職の退職手当についても、区長の退職手当の引き下げに合わせて、同様の引き下げを検討するよう区に対し求めるものである。

(3) 改定の実施時期等

選挙管理委員会の委員報酬の改定については、任期中の委員に影響を及ぼすため、次回改選時に任命された委員から適用することが適当である。

区長の退職手当については、現在の任期分について、すでに特例条例による退職手当の不支給が決定していることから、次期任期分から適用することが適当である。

(4) その他

特別職の報酬額の適否及び支給方法のあり方については、引き続き他区との均衡に留意しつつ、他自治体等の状況の把握に努めることを区に対し求めるものである。